

■●受験対策ミニ講座 2号 2018■●

試験準備はスタートしていますか？スクーリング会場でご紹介した参考書類や問題集などは、市販されているもののほんの一部です。まだスタートできていない方は、この時期、大きな書店に行って、ご自分に合った参考書や問題集を探してみたいかがでしょう。表やグラフの多いもの、文字が中心のもの etc. 様々なものの中から選んでみてください。小型のポケットタイプは持ち運び用です。一冊はしっかりした解説書かワークブックを用意することをお勧めします。

【問題 2】 _____

[27回 140] ひとり親家庭への支援施策に関して正しいものを1つ選べ。(一部省略)

- 1 母子生活支援施設は父子家庭も利用できる
- 2 母子・父子家庭支援員は社会福祉士の資格が要件となっている
- 3 母子寡婦福祉法は1980年代に父子家庭を対象に含めた
- 4 児童扶養手当は父子家庭も対象にしている

正解と解説は最後に記載しています。

■Plus Column

【併給を求めて】

前回、ご紹介した堀木訴訟の堀木文子さんは、1919年鹿児島県の離島に生まれ、3歳の時、高熱が出る病気が原因で失明します。医者にかかることのできた近所の裕福な家の子は失明せずにすんだといひます。13歳から神戸の親方の元であんまの修業をし、20歳で望まれて51歳の大工の男性と結婚し、二人の子どもにも恵まれます。しかし、空襲で二度も焼け出された上、夫が病気になるなど、戦後、極度の貧困の中で離婚します。その後、同業の全盲の内縁関係の人との間に生まれた子どもも育てていきます。

しかし、生活苦から心中を企てたこともあるような暮らしぶり、生活保護の相談にいくと電話を手放すよう指導されたといひます。当時、電話は「贅沢品」だったとはいえ、全盲の身で仕事の注文を受けるには必需品だったはず。生活保護を受けたり、少し収入があると切られたりを繰り返しながら、40歳から障害福祉年金を受給します。その時、堀木さんは一人で子どもを育てていましたが、母子家庭が対象の児童扶養手当のことは知らされなかったといひます。

知人からの情報を得て、堀木さんは児童扶養手当の支給を申請しますが、障害福祉年金を受けていることを理由に却下されます。堀木さんと同業で障害福祉年金を受給している全盲の男性は、健康な妻と結婚し子どもをもうけると「準母子世帯」と認定されて、児童扶養手当を受給しているという事実があったにもかかわらずの却下でした。

堀木さんは1970年に障害福祉年金と児童扶養手当の併給を求めて提訴、思想信条を超えて全国に堀木さんへの支持と共感が広がったのです。堀木訴訟に関心をもった方は、ネット情報などでもたくさんの紹介があると思ひます。

参考文献 『全盲の母の記録』 晩声社、『堀木文子からあなたへ』 あいわ出版 1982年 他

■Back Number

過去のバックナンバーはこちら→http://www.aigo.or.jp/yoseijo/?page_id=2686

【問題 2 27回 140 正解と解説】

- 1× 父子家庭は対象外。
- 2× 資格要件は定められていない。
- 3× 2002年の法改正による。
- 4○

児童扶養手当は父母が離婚、死亡などの場合に児童を監護する親、または養育する者に対して支給される手当です。ひとり親家庭への支援が母子家庭から父子家庭へも広がられてきたのは、2000年以降であることを確認しておきましょう。

※掲載内容の転載・再配布はご遠慮ください。

※メール内容に対する個別の対応は行っておりません。

※問い合わせ等については社会福祉士養成所ホームページより行えます。

〒105-0013 東京都港区浜松町 2-7-19KDX 浜松町ビル 6F

Copyright2016 YoseijoNewsplus

発信者： 公益財団法人 日本知的障害者福祉協会
